

第3回 大津市宿泊税検討委員会 議事録（要旨）

1 日時 令和8年6月29日（月）9時30分～11時25分

2 会場 大津市役所 新館7階 特別会議室

3 出席者 委員 田中委員長、福本副委員長、江崎委員、金子委員、前田委員

事務局 総務部長、税務長

市民税課長補佐、調査グループ主査、調査グループ主任、
観光振興課長、課長補佐、戦略グループ主査、地域・庶務グループ主査、
地域・庶務グループ主事

4 傍聴者 2名

5 議事

（1）宿泊事業者向け説明会及びアンケート調査の実施結果について

（2）持続可能な観光まちづくりの推進に向けた宿泊税導入の必要性について

6 会議録（要旨）

議事

※議事の公開・非公開については、公開とされる。

（1）宿泊事業者向け説明会及びアンケート調査の実施結果について

事務局：（資料に基づき事務局より説明）

委員長： 様々な意見がある中で、多様な意見を寄せてもらうことは非常に良いことであり、賛否両論を含め、議論をしていくことが重要である。様々な立場の意見、要望を踏まえて議論するという点において、宿泊事業者向け説明会やアンケート調査は有意義である。

事務局の説明に関し、委員の皆様からの質問・意見等はあるか。

委員： 質問ではなく感想として、資料7ページの「宿泊税の使い道として優先すべき内容」について、それまでのアンケートの設問では、宿泊施設の事業状況を聞いていたが、当該箇所から急に宿泊税の使い道を聞いており、ここが宿泊税ありきという誤解を生んだかもしれない。「もし導入するとすれば」といった一言があれば、宿泊税ありきであるとの誤解を受けにくかったのではないかと思う。

せっかくアンケートを実施したにもかかわらず、誤解から始まる部分があったように感じた。

委員： 最後の自由記述欄に「導入ありきのアンケート」といった趣旨の意見があり、質問の仕方が間違っていたという感想である。

委員： 委員長が述べたとおり、今回のアンケートを実施したこと自体に意義がある。

これほど多様な考え方があり、また、「分からない」という回答も見られたことから、宿泊税については今後も引き続き説明していく必要がある。

さらに、細かな点ではあるが、一泊二食付きの場合における宿泊料金と食事代の分離、あるいは一棟貸しの場合の計算方法などの具体的な事項については、次の段階で明確に示さなければ、理解を深めることは難しい。

慎重に進めながらやっていくべきであり、その意味で、第一段階のアンケートとしては良いものであった。

委員： 事前にアンケート内容や説明資料もご案内いただき、かなり丁寧に説明されている印象を受けた。

委員から指摘があったように、受け取られ方に違いはあったかもしれないが、全国的にも同様の課題はあり、説明やアンケートを繰り返していくしかないと思う。

気になった点として、自由記述において「オーバーツーリズムでもないのに」といった言葉が複数見られた。宿泊税を人が来すぎるから抑制するために料金を上げるものと受け取る方が一定数いると考えられるため、抑制のためではなく、将来的に選ばれ続けるためであることを繰り返し説明する必要があると改めて認識した。

委員長： 課税免除について、6 ページで修学旅行生の受け入れ状況が調査されており、15 ページを見ると、課税免除の必要性について、旅館・ホテルでは課税免除は不要という意見がある一方で、簡易宿所や民泊では免除を求める意見があるように見える。

仮に、修学旅行生の受け入れが旅館・ホテルに多いとすれば、受け入れが多い事業者が課税免除不要と回答している。その理由が分かるとよいと思うので、事務局には可能な範囲で、この点を確認していただきたい。

もう１点、２２ページの自由記述で「宿泊税導入の目的は天津市の財政改善であり、観光振興にはならない」との意見がある。受け止め方はそれぞれであろうが、少なくとも私の知る限り、先行自治体で財政改善を目的に導入したとは聞いていない。

また、総務省は、宿泊税を新たに導入するのであれば、新規事業または既存事業の拡充・深化に充てるべきだという考え方を示していると認識している。これはもっともな指導であると考えており、財政改善のためではなく、広い意味で観光を促進し、新規・拡充事業に充てるものであるという点を、今後、積極的に説明していただきたい。

委員： 委員長の１点目について補足する。

宿泊税導入後、宿泊事業者は毎月申告を行う必要がある。その際、前月の宿泊人数を日ごとに整理し、修学旅行生や免税点未満の宿泊者を仕分ける作業が生じる。この仕分け作業は、施設にとっては相当な事務負担となり得る。現状としても、修学旅行生の人数管理方法は施設ごとに異なり、日ごとに管理している施設もあれば、そうでない施設、あるいはチェックアウト日に一括してカウントする施設も存在する。

こういったことから、宿泊税が導入された場合は、免除を設ける方が実務上負担になるという観点から、課税免除は不要と回答している可能性もあると思う。

委員： 天津市では温泉利用施設は入湯税を徴収しており、修学旅行生や子どもが免税対象となっている。そのため、入湯税を扱っている施設は、免税対象者の計算実務に慣れている可能性がある。

しかし、入湯税を取り扱っていない施設には、宿泊税において修学旅行生を免税とする場合、なぜ修学旅行生を免税とするのかという理由や趣旨から説明を行えるよう、論理的な整理が必要である。

委員長： 入湯税と宿泊税の仕組みを同一にすることは、説明しやすい面がある一方、入湯税を徴収していない施設にとっては、追加の事務負担が発生する面がある。

今後の宿泊税の制度設計において検討していく必要がある論点だと思う。

(2) 持続可能な観光まちづくりの推進に向けた宿泊税導入の必要性について

事務局：（資料に基づき事務局より説明）

委員長： 事務局の説明に関し、委員の皆様からの質問・意見等はあるか。

委員： 第4期大津市観光交流基本計画では、「つくる」「届ける」「続ける」「広げる」の4つの方向性が定められている。その中で委員からは、実現したい施策が多いにもかかわらず財源面で十分な実施が困難であるとの意見が挙がっていた。これら施策を実現する原資として、宿泊税は今後の大津市の観光にプラスの影響を与えられ考える。

特に、「続ける」におけるDMO設置は大きなポイントだと思う。これまで大津市は多様な施策を実施してきたが、DMO設置に向けた新たな取り組みを開始するにあたり、宿泊税の主要な使い道の一つになり得る。

また、「広げる」におけるMICEについても、今後、大阪IRなどを契機として、大規模会議の分科会や関連会場として、琵琶湖周辺に位置する大津市がその役割を果たす可能性がある。MICEの取組は、3年から5年、大規模なものでは10年以上前から誘致活動に動くものであり、今からその基盤を整える原資になり得る。

白馬村、倶知安町、ニセコ町は観光分野において注目される事例である。前向きな税の使途を示すことで、市民及び宿泊事業者の納得性を高める必要がある。

委員： 宿泊税が財源の置き換えではないことを、委員のみならず、広く皆様に明確に伝えることが極めて重要である。

参考事例のように基金化し、DMOで観光事業者などの目に見えるところで使い道をチェックする仕組みは非常に有効であると評価できる。他の事例もあれば、それらと比較検討し、それぞれの良い点と悪い点を整理できるとよい。

DMOが宿泊税の財源を用いて政策を実施する際、既存の財源で実施されている事業との関係性を明確にすることが必要である。既存事業と新規事業、既存事業の拡充との混同が生じないように整理すべきである。

アンケート結果が示すように、宿泊税導入に対して懸念や反対の意見を持つ方、あるいはその必要性をまだ十分に感じられない方に対し、より一層丁寧な説明が求められる。十分な

説明を通じて、意見が変わる可能性はあり、また、理解不足から意見を書けなかった方もいると思う。したがって、勉強会の開催、詳細な資料の提供などにより、誤解なく理解を促進する取組をすべきである。

委員： 明確になった4つの課題をいかに改善していくかがポイントになる。

MICEについては、事業者と市の方向性に意思疎通ができていないと感じるが、その必要性は高く、インバウンド誘致と並行して積極的に推進すべきである。また、冬季誘致や二次交通の課題も指摘されている。これらの課題解決に向け、例えば特定の分野に重点的に投資することで、3年後、5年後に宿泊客数を増やしていく。これにより、宿泊税の収入だけでなく、売上の増収や他の税収増加にもつながり、将来的には、市民の福祉や教育といった一般財源に還元されるという、夢のあるストーリーやビジョンを明確に提示することが重要である。

資料12ページの新規・拡充事業については、それぞれがどの課題に対応するのか、より具体的に紐付けて示す必要がある。また、すべての施策を満遍なく実施するのではなく、強弱をつけ、優先順位を設定して対策する必要がある。

DMO化については、マネジメント、ガバナンス、そしてPDCAサイクルが機能する仕組みを十分に検討する必要がある。

委員： 今回の議題である宿泊税導入の必要性について、導入の必要性はあると考える。

宿泊事業者への丁寧な説明を繰り返すことは当然必要であるが、全ての関係者から賛成を得ることは、現実的には困難かもしれない。大津市の50年後、100年後の観光行政を見据えた観点から、様々な意見を聴取しつつ、最終的な決断を下すべきである。

本件は「えらばれる大津、えられ続ける大津」という市の目的にも合致しており、導入の必要性には賛成である。

委員長： 資料12ページの「宿泊税を活用した政策展開イメージ」は、全体を集約していると認識しているが、観光の基本方針と新規・拡充事業がどのように対応しているのか、もう少し明確にした方がよいという委員の意見には賛成である。

次に、現状の観光予算の表記について、観光施策にいくら支出しているかを示す際、人件費や事務局費を含めるか否かは、自治体によって整理が異なる場合がある。人がいなければ事業は成り立たない一方で、公務員の人件費を計上するのかという見方もある。どのように整理し、どのように表記するかは検討していただきたい。

また、3つの柱で進めることは、観光交流基本計画の方針とうまくつながればよいと考える。しかし、数値化しなければ議論が進まない。宿泊税を活用する新規・拡充事業について、概算でもいいので、平年度の費用規模を積み上げて示すべきである。

税率や課税対象、税収規模の議論を進める際には、必要となる事業費との見合いが問われる。宿泊税の税収と、それを使って実施する事業の見合いは、必ずしも単純に検討が進むものではなく、試行錯誤を繰り返すことになる。

例えば、新規で10億円の事業をしたいとしても、大津市の宿泊者数の見通し等や、宿泊税の負担を考慮すると、約6億円程度の税収しか見込めない場合、どのような税の制度設計とするのか、あるいは事業をどう見直すのかといった議論が必要となる。

事業費と税収見込みについては、このような試行錯誤を経て議論を進めるためにも、一定の費用規模を示す必要がある。お示しする事業は、市民や来訪者に対する強い拘束力を持つものではないと思う。試行錯誤しながら議論するために、費用規模を示すべきである。

さらに、委員の意見にもあったように、宿泊事業者の中には、まだ理解できていなかったり、十分に消化しきれていない方も存在すると思う。委員会での議論と同時並行で進めるか、あるいは一旦区切りを置くかは検討いただく必要があるが、大津市がこれまで実施してきた観光政策や今後の方向性も含め、宿泊事業者の考え、不安、懸念を十分に聞き取る作業が重要である。委員会での議論の推進と、宿泊事業者への丁寧な対応という両面を考慮する必要がある。

委 員： この検討委員会として、今後、宿泊税の導入をどう捉えているかについて、一定の結論を出す必要があると考える。

今回の資料は、宿泊税の必要性を説明するために、その使い道のイメージまで記載されたものと理解する。具体的な費用積算や課題整理は、検討委員会として導入をどう考えるかという一定の方向性を出した後の議論につながるものと認識する。

宿泊事業者への説明を繰り返すことを前提として、検討委員会として前向きに進めていくといった方向性を今回又は次回の時点で示す必要があるのではないかとと思うが、進め方としてはどうか。

事務局： 本日、事業者への説明や意見を更に聞くべきとの意見があった。これまで4月、5月、6月と毎月開催してきたが、本日いただいた意見を踏まえ、事業者への説明をどのような形で行うか、7月、8月は大津市の観光事業者にとって繁忙期に入ることも踏まえながら、次回の検討委員会の開催時期や議論内容も含め、事務局にて整理する。

委員： 継続して事業者との意見交換をしながら、今後の方向性を決めていくという理解でよいか。

事務局： 検討委員会には引き続き議論をお願いし、市内の事業者へは事務局等から説明する形を考えており、次回の開催時期も含めて検討する。

委員： これはお願いとしてだが、今回の議題においては必要性についてであり、その論点で発言する。例えば、個別の使い道などが論点の場合、今回の議題の論点はこれであるというように示してもらえると発言しやすいと思う。

続けて、別の意見として人件費をどう考えるかについて、観光協会等に人件費を置くことは必要であるとする。考え方を明確にすべきであり、これからの観光地域づくりに必要なスキームを考える上で、宿泊税を財源に人を配置し、事業を回すことで、閑散期対策や誘客促進を図り、税収の増加につなげ、その余剰分で新たな投資を行うという考え方もある。

民間企業でも営業だけでなく、総務や人事など支える機能は必要である。人材育成やデータ収集・評価など、事業として見えにくい部分にも一定割合の費用を置くべきである。

そういう点で、白馬村の事例を用いるのであれば、検証の場あるいはそれに付随する仕組みに対しても、年間数百万円程度かもしれないが、スキームを支える、運営する費用は必要であるとする。

2点目は、参考事例として、白馬村の宿泊税のガバナンスは、極めて厳格な運用をしている事例と思っていただければと思う。宿泊税の徴収条例とは別に使い道に関する条例を定めており、これにより宿泊税を一般財源化しないようにしている。観光計画に書かれたものに限定して使用し、その計画は観光地経営会議で定めるという仕組みを法的に担保している。

そこまで厳格ではない、次点として考えられる例としては、会議体を設ける方法がある。別府市や山口県長門湯本温泉における入湯税超過課税の例では、評価会議のようなものを設け、事業実施後に有識者を含めて評価し、公開している。山口県長門湯本温泉では、評価会議を YouTube で公開する事例もある。これもガバナンスの一つのあり方である。

ガバナンスはもちろん重要であるが、多大な労力を要するので、白馬村レベルの厳格な運用を行うのであれば、それに対する費用も一定程度、あるいは事業者の理解も一定程度は必要である。それが必ずしも最善かどうかは、その地域側の判断による。

最後に、22ページの倶知安町は、DMO が宿泊税を活用している事例だと理解している。現状では、宿泊税収の概ね半分程度が DMO に配分されていると認識している。導入当初は、宿泊税を全て行政が使用していたが、時間をかけて現在の形に移行している。

倶知安町の DMO は特殊で、DMO 内に民間事業者が参加する部会が存在し、資料に示されているような二次交通やグリーン期対策などを部会で取りまとめ、DMO 全体として行政と調整し、予算化する仕組みである。これは高度な仕組みであるが、民間の声を取り入れている事例として参考になる。

委員長： 人件費については、委員がおっしゃるとおりで、観光協会のスタッフや人材育成にかかる費用は宿泊税の対象になり得る。ここでいう人件費の意味、内容や範囲を整理していただきたいという趣旨である。

委員： 委員の説明により、白馬村や倶知安町の仕組みが理解でき、これらは目指すべき方向性の一つであると感じた。

一方で、行政の経営の考え方については、分かりにくい部分が多々ある。例えば、「光る君へ」のプロモーション費用を含め5億円を投じ、滋賀県において約130億円の経済波及効果があったと聞く。それに関して、観光関連の税収が市にどれだけ還元されたのかなどが、

数値として可視化されれば、より具体的に理解が進む。「光る君へ」のイベントが有意義であったか、それが成功したのであれば、それに続く誘致活動が必要であると考える。

これ以外にも様々なイベントが実施されていると思うが、何が成功であったのか行政のレベルで経営の視点から数値化し、可視化される情報があればイメージしやすいと思う。

企業においては、中長期計画や個別のイベントにおいても、成果や効果が厳しく求められるので、このあたりは明確にしていきたい。特に最近では「光る君へ」の効果だと思うので、そういったものがあれば参考になる。

各自治体の宿泊税の活用事例に関しても、活用額のそれぞれに意味があると思うので、なぜその事業にその金額が充てられたのか、その効果や見込みが分かれば今後の参考になる。

委員長： 今のご提案、ご質問については、この場ですぐに答えることは難しいと思うので、今後の宿題として検討いただければと思う。

事務局： 委員のご意見について、個別の取組ごとに経済波及効果を算出するのは難しい部分があるが、「光る君へ」の場合は大津市として大きな取組として進めていたので、経済波及効果を算出しており、取組全体で 131 億 7,800 万円と算出し、公表している。

委員： 17 ページの京都市の MICE の予算について、全体に対する MICE の割合や、他にどのようなことに使っているのか等が分かれば参考になる。規模感は異なりますが、隣の京都市でもあり、参考資料として他の項目も分かるとよい。

事務局： 京都市の令和 7 年度は事業費全体が 1,263 億円で、宿泊税を 59 億 1,000 万円充てており、そのうち、MICE に充てている額を資料でお示ししている。それ以外も様々な観光施策に充てられている状況である。

委員： 他の項目についても、今でなくてよいので、分かれば参考にしたい。

委員長： 最後に、事務局から、今後の方向性等について考えていることがあれば伺う。

事務局： 本日はアンケート結果の確認と、宿泊税導入の必要性について議論いただいた。観光事業者への説明や意見聴取についての意見をいただいたため、委員会として必要性に関する結論は出すのではなく、その前に、本日委員に説明した内容を宿泊事業者にも説明する時間を取りたい。その状況を見て、第 4 回検討委員会の開催準備を進める。

委員長： 一定の時間を取り、宿泊事業者等に丁寧に説明し、その状況を見ることは重要だと思う。

その上で、適切な時期に再度委員会を開催し、宿泊税の必要性をより具体化する内容、すなわち事業内容、財源規模、負担構造など、より詳細で具体的な議論に進めたい。

本日の会議では、宿泊税の必要性について、委員から基本的には必要であるという積極的な意見が多くあった。同時に、その必要性についての認識を宿泊事業者等としっかり共有することが重要であるという意見もあり、そのような内容で本日の会議が進んだということで、審議を終える。

(3) 閉会